

茨城県公立高等学校事務職員研究会会則の解釈及び運用について

平成16年5月7日制定

茨城県公立高等学校事務職員研究会会則第22条に基づき、本規程を定める。

「茨城県公立高等学校事務職員研究会会則の解釈及び運用について」の改正は、評議員会の議決をもって行うものとする。

なお、改正後は速やかに総会若しくは別の方法にて会員に周知するものとする。

第1章 総則

第4条（会員）関係

会員の範囲は、茨城県立高等学校、中等教育学校及び県立特別支援学校の事務職員とすること。

第2章 組織

第5条（役員）第6条（事務局）、第8条（役員等の職務）、第10条（役員等の選出及び委嘱）関係

- 1 会長は、各支部（県北、水戸、県東、県南、県西の5支部）から選出された会長候補の中から、評議員会を経て、総会において選出すること。
- 2 副会長は、会長候補の中から会長に選出されなかった者を選出すること。ただし、会長選出支部からも副会長を選出することができること。
- 3 監事は、各支部輪番で選出すること。順番については、別に定めること。
- 4 監事は、本会事業進行管理のため、必要に応じ、会議及び委員会に出席することができること。
- 5 研究委員長は、会長が委嘱すること。
- 6 全国理事は、会長が委嘱すること。
- 7 理事長は、会長が委嘱すること。
- 8 副理事長は1名とし、会長が委嘱すること。
- 9 理事は、各支部から20名（県北2名、水戸6名、県東2名、県南4名、県西6名）及び会計担当1名を選出し、会長が委嘱すること。
- 10 会則中「会員の中から」は、原則として支部から推薦を受けると解釈すること。

第7条（参与並びに顧問）、第9条（参与並びに顧問の職務）関係

- 1 参与は、県立学校事務長会会長をもって充てること。なお、評議員会並びに事業推進会議等に出席し意見を述べるることができること。
- 2 顧問は、事務職員研究会会長経験者をもって充てること。ただし、現に事務職員にある者とする
こと。
なお、評議員会並びに事業推進会議等に出席し、諮問に応じ意見を述べるることができること。

第11条（欠員補充役員等の任期）関係

- 1 年度途中で役員が空席となった場合は、原則として補充を行うこと。補充の方法については、当該支部等の推薦を受けて会長が委嘱すること。
- 2 4月の人事異動に伴い、役員が空席となった場合は、原則として、総会までの間は補充をしないこと。

第12条（支部）関係

- 1 支部表記の順番は、県北、水戸、県東、県南、県西とすること。
- 2 支部長は、執行機関の一員として本部事業推進会議等に出席し、支部の意見を会議に反映させること。

第3章 機関

第14条（総会）関係

- 1 総会の議長は、各支部輪番で行うこと。順番については、別途定めること。
なお、議長は、原則として評議員の中から2名選出すること。
- 2 総会における会長、副会長、監事候補者の選出報告は、評議員の中で行うこと。
- 3 総会の議決における委任状の取扱いは、出席者の過半数の意見に同意するとみなすこと。

4 総会の議決において賛否同数の場合、議長は、総意をもって1票を投じること。

第15条（評議員会）関係

- 1 評議員会の議長は、総会議長を担当しない支部の評議員が担当すること。
- 2 評議員会は、原則として総会前に1回開催すること。
- 3 評議員は、15名で構成すること。（県北2名、水戸4名、県東2名、県南3名、県西4名）
- 4 評議員のうち各支部とも1名は、副支部長とすること。
- 5 会長は、評議員に対し委嘱状を発行すること。

第16条（執行機関）関係

- 1 会長は、事業執行にあたり、必要に応じて理事会を開くことができること。
- 2 理事会は、会長、理事長、副理事長、担当理事で構成すること。
- 3 参与は、評議員会並びに事業推進会議に出席し意見を述べるができること。
- 4 顧問は、評議員会並びに事業推進会議に出席し、諮問に応じ意見を述べるができること。

第17条（委員会）関係

- 1 研究委員会の副委員長は1名とし、会長が委嘱すること。
- 2 研究委員会の委員数は、17名とすること。
（委員長1名、副委員長1名、県北2名、水戸4名、県東2名、県南3名、県西4名）
- 3 研究委員会の仕事は、次のとおりとすること。
 - （1）県立学校事務の手引きに関すること
 - （2）支部研究の支援及び推進に関すること
 - （3）グループ研究の承認及び支援に関すること
 - （4）学校事務改善の研究に関すること

第4章 研究大会

第18条（研究大会及び研究会）関係

- 1 研究大会では、原則として毎年各支部1件以上の研究発表を行うこと。
- 2 研究グループによる研究期間は、1テーマにつき2年以内とすること。
- 3 研究グループの申請窓口は、研究委員会とすること。取扱要項は、別に定めること。

第5章 会計

第19条（経費）関係

- 1 会費は、次のとおりとすること。
個人会費 1,250円
- 2 支部活動費は、40,000円とすること。
- 3 研究グループ奨励費は、20,000円とし、自主研究のため承認を受けた研究グループのみに支給すること。
- 4 厚生活動費の支部への補助は、10,000円とすること。又、各支部厚生活動に係る傷害保険料の半額を補助すること。

第20条（会計年度）関係

4月1日から総会承認までの予算執行は、暫定的に行うこと。

付 則

この会則の解釈及び運用については、平成16年5月7日から施行する。ただし、会計は平成16年4月1日から適用する。

平成19年4月18日一部改正
平成20年4月17日一部改正
平成22年5月 7日一部改正
平成26年5月 9日一部改正
平成28年5月13日一部改正